

(注) 傍線部分が、今回施行期日を定める分である。

道路交通法の一部を改正する法律要綱

第一 一定の病気等に係る運転者対策の推進を図るための規定の整備

- 一 免許を受けようとする者等に対する質問等に関する規定の整備（第八十九条、第一百一条、第一百一条の二、第一百一条の五、第一百七条の三の二及び第一百七条の四関係）

(一) 公安委員会は、免許を受けようとする者又は免許証の更新を受けようとする者に対し、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるもの（以下「一定の病気」という。）等のいずれかに該当するかどうかの判断に必要な質問をするため、内閣府令で定める様式の質問票を交付することができることとする。

(二) (一)の質問票の交付を受けた者は、必要な事項を記載した当該質問票を公安委員会に提出しなければならぬこととする。

(三) 公安委員会は、免許を受けた者等が一定の病気等のいずれかに該当するかどうかを調査するため必

要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、必要な報告を求めることができるとする。

(四) (一) の質問票に虚偽の記載をして提出し、又は(三)の公安委員会の求めがあった場合において虚偽の報告をした者に対する罰則を整備する。

二 一定の病気等に該当する者を診察した医師による診察結果の届出に関する規定の整備（第百一条の六関係）

(一) 医師は、その診察を受けた者が一定の病気等のいずれかに該当すると認めた場合において、その者が免許を受けた者等であることを知ったときは、当該診察の結果を公安委員会に届け出ることができるとする。

(二) (一) の場合において、公安委員会は、医師からその診察を受けた者が免許を受けた者であるかどうかについての確認を求められたときは、これに回答することとする。

(三) 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、(一)の届出をすることを妨げるものと解釈してはならないこととする。

(四) 公安委員会は、その管轄する都道府県の区域外に居住する者について(一)の届出を受けたときは、当該届出の内容を、その者の居住地を管轄する公安委員会に通知しなければならないこととする。

三 一定の病気等に該当する疑いがある者に対する免許の効力の停止に関する規定の整備(第百四条の二の三関係)

公安委員会は、臨時に適性検査を行う場合において、その者が、自動車等の運転により交通事故を起こし、かつ、当該事故の状況から判断して、一定の病気等に該当する疑いがあると認められるときその他これに準ずるものとして政令で定めるときは、三月を超えない範囲内で期間を定めてその者の免許の効力を停止することができるとする。この場合において、当該処分を受けた者が一定の病気等に該当しないことが明らかとなったときは、速やかに当該処分を解除しなければならないこととする。

四 一定の病気に関連すること等を理由として免許を取り消された場合における再取得した免許に係る免許の有効期間に関する規定の整備(第九十二条の二関係)

一定の病気に該当すること等を理由として免許の取消しを受けた者で当該取消しを受けた日から起算して三年を経過する前に次の免許を受けたものに対する免許証の有効期間に関する規定の適用について

は、当該取り消された免許を受けた日から当該取消しを受けた日までの期間及び当該次の免許を受けていた期間は継続していたものとみなすこととする。

五 一定の病気に該当すること等を理由として免許を取り消された場合における免許の再取得に係る試験の一部免除に関する規定の整備（第九十七条の二関係）

一定の病気に該当すること等を理由として免許を取り消された者でその者の免許が取り消された日から起算して三年を経過しないものについては、その者が受けていた免許に係る運転免許試験（適性試験を除く。）を免除することとする。

第二 悪質・危険運転者対策の推進に関する規定の整備

一 無免許運転等に対する罰則の引上げ（第六十四条及び第百十七条の二の二関係）

無免許運転を行った者、偽りその他不正の手段により免許証等の交付を受けた者等に対する罰則を引き上げる。

二 無免許運転^{ほう}幫助行為に対する罰則規定の整備（第六十四条、第百十七条の二の二及び第百十七条の三の二関係）

無免許運転を行うおそれがある者に対し自動車等を提供する行為及び自己の運送の要求等をして無免許運転が行われている自動車等に同乗する行為を禁止し、これらに違反した者に対する罰則を整備する。

三 取消処分者講習に関する規定の整備（第九十六条の三及び第百八条の二関係）

免許が失効したため免許の取消しを受けなかった者等で、運転免許試験を受けようとするものは、過去一年以内に取消処分者講習を終了した者でなければならぬこととする。

第三 自転車利用者対策の推進に関する規定の整備

一 自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規定の整備（第百八条の二、第百八条の三の四及び第百二十条関係）

（一）公安委員会は、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習を行うものとする。

（二）公安委員会は、自転車の運転に関しこの法律の規定等に違反する行為であつて道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるものとして政令で定めるものを反復してした者が、更に自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該期間内に行われる（一）の

講習を受けるべき旨を命ずることができるとする。

(三) (二)の命令に違反した者に対する罰則を整備する。

二 自転車の検査等に関する規定の整備（第六十三条の十及び第二百二十条関係）

(一) 警察官は、内閣府令で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車と認められる自転車が運転されているときは、当該自転車を停止させ、及び当該自転車の制動装置について検査をすることができるとする。

(二) (一)の場合において、警察官は、当該自転車の運転者に対し、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要な応急の措置をとることを命じ、また、応急の措置によっては必要な整備をすることができないと認められる自転車については、当該自転車の運転を継続してはならない旨を命ずることができるとする。

(三) (一)の検査拒否等をした者及び(二)の命令に違反した者に対する罰則を整備する。

三 路側帯の通行に関する規定の整備（第十七条の二関係）

軽車両が通行することができるとする路側帯について、道路の左側部分に設けられた路側帯に限ることとする。

る。

第四 その他

一 環状交差点における車両等の交通方法の特例に関する規定の整備（第四条、第三十五条の二、第三十七條の二、第五十三條、第一百九條、第二百十條、第二百十一條等関係）

環状交差点（車両の通行の用に供する部分が環状の交差点であつて、道路標識等により車両が当該部分を右回りに通行すべきことが指定されているものをいう。以下同じ。）において左折するとき等は、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り環状交差点の側端に沿って徐行しなければならぬこととするなど、環状交差点における車両等の交通方法の特例に関する規定を整備する。

二 放置違反金の収納事務の委託に関する規定の整備（第五十一条の十六関係）

都道府県は、放置違反金の収納事務について、収入の確保及び納付命令を受けた者の義務の履行に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができることとする。

第五 施行期日等

一 施行期日

(一) (二) から (四) までを除き、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

(二) 第二の一及び二並びに第三の二及び三については、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

(三) 第四の一については、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

(四) 第一の四及び第三の一については、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

二 所要の経過措置を設ける。